

災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書（第 13 号様式） 記載の手引

（令和 7 年改正）

- 1 この申請書は、地方税法（以下「法」といいます。）第 72 条の 25 第 2 項（法第 72 条の 25 第 6 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。5 において同じです。）又は第 4 項（法第 72 条の 25 第 7 項、第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。5 及び 6 において同じです。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第 8 条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含みます。）により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、法第 72 条の 25 第 2 項又は第 4 項（これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には事業年度終了の日から 45 日以内に、法第 72 条の 25 第 6 項又は第 7 項（これらの規定を法第 72 条の 28 第 2 項及び第 72 条の 29 第 2 項において準用する場合を含みます。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には確定申告書の提出期限の到来する日の 15 日前までに、本都内における主たる事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在地を所管する都税事務所長又は支庁長に 1 部を提出してください。
ただし、本都と他の道府県に事務所等を有する法人にあつては、主たる事務所等（外国法人にあつては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）が本都内に所在する場合に限り提出してください。
- 3 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 16 項に規定する法人番号をいいます。）を記載してください。
- 4 「確定申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日」の欄は、確定申告書を提出することができる日と認められる日を記載してください。
- 5 「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、次の申請の区分に応じて、理由、事情等を記載してください。

申請の区分	記載する理由、事情等
法第 72 条の 25 第 2 項の規定による場合	決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等
法第 72 条の 25 第 4 項の規定による場合	当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等又は法人税法第 2 編第 1 章第 1 節第 11 款第 1 目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由並びに指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等

- 6 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、法第 72 条の 25 第 4 項の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する法人（通算子法人に限ります。）が記載してください。
- 7 「支店等所在地」の欄は、本都以外の道府県に所在する支店等（同一道府県に 2 以上の支店等がある場合には、主たる支店等）の名称及び所在地を記載してください。

なお、この欄に書ききれない場合には、適宜、別紙を作成し添付してください。